

液化石油ガス容器へのラベル表示

1. 制定目的

労働安全衛生法の第57条の第1項で、労働者に危険を生ずるおそれのある若しくは健康障害を生ずるおそれのあるもの（以下、「表示対象物質」という。）については、実際に取り扱う労働者が、当該物質の危険性又は有害性を確実に認識できるよう、容器に入れ譲渡し、又は提供する者はその容器に名称、標章、その他の事項を表示することになっている。

平成28年6月1日以降、労働安全衛生法施行令第18条等が改正され、上記の労働安全衛生法第57条の第1項の表示対象物質が106物質から640物質に拡大された。それに伴い、液化石油ガスの成分であるブタン及びペンタンも表示対象物質となり、液化石油ガスの容器への名称、標章、その他の事項の表示が義務となった。

また、平成29年3月1日から通知対象物質が更に640物質から663物質に拡大され、液化石油ガスの成分であるエチレン、ブテン（ブチレン）、プロペン（プロピレン）も表示対象物質に指定された。

このため、液化石油ガスを譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生法第57条第1項に基づく液化石油ガス容器へのラベル表示方法を定め、周知徹底を図ることを目的とする。

2. 表示義務者

労働安全衛生法の第57条の第1項に記載のとおり、液化石油ガスを容器に入れ、譲渡し、又は提供する者は、名称、標章、その他の事項を印刷したラベルを作成し、容器に貼付しなければならない。

3. 容器の適用範囲

平成28年6月1日以降、液化石油ガスの成分であるブタン及びペンタンが、また、平成29年3月1日以降エチレン、ブテン（ブチレン）、プロペン（プロピレン）が労働安全衛生法第57条の第1項の表示対象物質となり、液化石油ガスの充填容器への名称、標章、その他の事項の表示が義務となった。

しかし、労働安全衛生法第57条の第1項のただし書に「主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。」と記載されており、フォークリフトの燃料用の容器を含めた50kg(120リッター)以下の小型容器は、「主として一般消費者が使用するためのものと」考えられ、表示の対象外となる。従って、表示事項を印刷したラベルの貼付は、50kg(120リッター)を超える工業用、農業用の大型容器（含むバルク容器）に適用する。但し、50kg(120リッター)以下の容器でも、工業用及び農

業用に専用に使用される場合、又は、客先から容器へのラベルの貼付を指示された場合は、容器にラベルを貼付する必要がある。

4. 容器に貼付するラベル

(1) 添付-1～3を標準様式とする。

容器に貼付するラベルの様式の区分は以下による

添付-1：SDSの様式1と11に該当する液化石油ガスを充填する容器に貼付

添付-2：SDSの様式2～6に該当する液化石油ガスを充填する容器に貼付

添付-3：SDSの様式7～10と12に該当する液化ガスを充填する容器に貼付
尚、各SDSと危険有害性の関係は添付-4に示す通り。

(2) 標準様式は、液化石油ガス業界で使用するラベルの一般的な様式として作成されたものであり、本来は譲渡又は提供する者が、記載必要事項（6項目）について調査等を行いラベルを作成すべきであるが、当該標準様式の「会社情報」欄に必要事項を記載するだけで使用可とする。なお、当該記載内容に追加又は変更の必要があれば、譲渡又は提供する者の責任において行わなければならない。

(3) 本基準においては、プロパン、ブタンが主成分である液化石油ガスについて規定していることから、 $C_3 \cdot C_4$ 成分等でプロパン、ブタンと異なる成分（プロピレン・ブチレン等）を主成分としたガスを譲渡又は提供する場合又はプロパン、ブタンと異なる成分を混入し、標準様式の記載内容と異なると判断される場合には、譲渡又は提供する者にて別途ラベルを作成するか又は標準様式に追記又は変更等を行い使用することとする。また、液化石油ガス中の1,3-ブタジエン含有量が0.1wt%以上の場合は、標準様式の「危険有害性を表す絵表示」等、必要個所の追記又は変更等を行う必要がある。

(4) 標準様式は、日本国内にて使用することを前提（安衛法に準拠）としたものであり、国外向けについては、別途 譲渡又は提供する者にて作成することとする。

5. 経過措置

労働安全衛生法の第57条の第1項の改正は平成28年6月1日より施行されるが、施行の日において現に存するものについては、平成29年5月31日までの1年間は、労働安全衛生法第57条の第1項の規定は、適用されない。

尚、本技術基準の制定の経緯を添付-5に示す。

制定日

本技術基準の制定日は、2016年5月31日とする。

施行日

本技術基準の施行日は、2016年6月1日とする。

改正日

第1回 改正、2017年6月20日とする。

第2回 改正 2017年7月7日とする。

- (添付－１～３) ラベルの標準様式
- (添付－４) 各ＳＤＳと危険有害性の関係
- (添付－５) 本技術基準の制定経緯

液化石油ガス



危険

危険有害性情報:

- ・ 極めて可燃性／引火性の高いガス
- ・ 高圧ガス:熱すると爆発するおそれ
- ・ 眠気又はめまいのおそれ

注意書き:

【安全対策】

- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ ガス／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 漏洩ガス火災の場合には： 漏洩が完全に停止されない限り消火しないこと。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。

【救急処置】

- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。

【保管】

- ・ 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 部外者が立ち入らない場所に保管すること。

【廃棄】

- ・ 使用済の容器は速やかに販売事業者へ返却すること。

○×△□株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

Tel. 03-3503-5741

Fax. 03-3580-7776

- ※ 絵表示(シンボル)は赤い枠で囲む。
- ※ 文字の大きさは特に指定はないが、絵表示は1cm²以上の面積を持つことが望ましいとJIS Z 7253で規定されている。

液化石油ガス



危険

危険有害性情報:

- ・ 極めて可燃性／引火性の高いガス
- ・ 高圧ガス: 熱すると爆発するおそれ
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 心臓の障害のおそれ

注意書き:

【安全対策】

- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ ガス／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 漏洩ガス火災の場合には： 漏洩が完全に停止されない限り消火しないこと。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。

【救急処置】

- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。

【保管】

- ・ 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 部外者が立ち入らない場所に保管すること。

【廃棄】

- ・ 使用済の容器は速やかに販売事業者に戻却すること。

○×△□株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

Tel. 03-3503-5741

Fax. 03-3580-7776

※ 絵表示(シンボル)は赤い枠で囲む。

※ 文字の大きさは特に指定はないが、絵表示は1cm²以上の面積を持つことが望ましいとJIS Z 7253で規定されている。

液化石油ガス



危険

危険有害性情報:

- ・ 極めて可燃性／引火性の高いガス
- ・ 高圧ガス:熱すると爆発するおそれ
- ・ 吸入すると障害のおそれ
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 心臓の障害のおそれ

注意書き:

【安全対策】

- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ ガス／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 漏洩ガス火災の場合には： 漏洩が完全に停止されない限り消火しないこと。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。

【救急処置】

- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。

【保管】

- ・ 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 部外者が立ち入らない場所に保管すること。

【廃棄】

- ・ 使用済の容器は速やかに販売業者に返却すること。

○×△□株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

Tel. 03-3503-5741

Fax. 03-3580-7776

※ 絵表示(シンボル)は赤い枠で囲む。

※ 文字の大きさは特に指定はないが、絵表示は1cm²以上の面積を持つことが望ましいとJIS Z 7253で規定されている。

各SDSと危険有害性の関係

SDS 様式	危険・有害性				
	可燃性/引火性ガス	高圧ガス	急性毒性 (吸入:ガス)	特定標的臓器毒性 (単回ばく露:麻酔作用)	特定標的臓器毒性 (単回ばく露:心臓)
1	区分1	高圧ガス	—	区分3	—
2	区分1	高圧ガス	—	区分3	区分2
3	区分1	高圧ガス	—	区分3	区分2
4	区分1	高圧ガス	—	区分3	区分2
5	区分1	高圧ガス	—	区分3	区分2
6	区分1	高圧ガス	—	区分3	区分2
7	区分1	高圧ガス	区分4	区分3	区分2
8	区分1	高圧ガス	区分4	区分3	区分2
9	区分1	高圧ガス	区分4	区分3	区分2
10	区分1	高圧ガス	区分4	区分3	区分2
11	区分1	高圧ガス	—	区分3	—
12	区分1	高圧ガス	区分4	区分3	区分2

(注)黄色で着色部分は該当する危険有害性の区分を示す。

<本技術基準の制定経緯>

1. 職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されている。
このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性等の情報が確実に伝達され、化学物質を合理的に管理することが重要となる。
2. 平成12年に液化石油ガスの成分である、ブタン、ペンタンが通知対象物質に指定され、平成24年には、液化石油ガスを容器に入れ、又は提供する者は、その容器に名称、標章、その他の事項を表示することが努力義務となった。
このため、日団協は平成24年7月に「日団協技術基準 G-労-001-2012 GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法ーラベルの作成・使用要領」を制定し、液化石油ガス業界に周知した。
3. こうした経緯を経て、平成28年6月1日に労働安全衛生法施行令の改正が施行され、液化石油ガスの成分であるブタン及びペンタンが表示義務対象物質となったことから、液化石油ガスの容器への名称、標章、その他の事項の表示について、本技術基準を制定した。これに伴い、「日団協技術基準 G-労-001-2012 GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法ーラベルの作成・使用要領」は廃止とする。
4. 労働安全衛生法施行令が改正され、表示対象物質が平成29年3月1日より663物質に拡大された。これに伴い、ブタン、ペンタンに加えエチレン、ブテン（ブチレン）、プロペン（プロピレン）も表示対象物質となったことから、本技術基準の第1回改正を実施した。
5. 50kg（120リッター）以下の工業用、農業用の専用容器へのラベルの貼付を記載し本技術基準の第2回改正を実施した。